

## 立山町公共交通活性化協議会ワーキンググループ設置規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、立山町公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第9条第4項の規定に基づき、立山町公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）のワーキンググループ（以下「WG」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 WGは、規約第3条各号に掲げる事務について、専門的な調査、検討、調整等を行う。

（ワーキンググループ長）

第3条 WGにワーキンググループ長（以下「WG長」という。）を置き、WG長は立山町企画政策課長とする。

2 WG長は、WGを代表し、会を掌握する。

（組織）

第4条 規約第9条第2項の別に定める構成員は、別表に掲げる者とする。

（事務局）

第5条 WGの事務は、協議会の事務局が行う。

（その他）

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和6年3月26日から施行する。

（調整規定）

2 令和6年3月26日から令和6年3月31日までの間において、別表中「富山県交通政策局地域交通・新幹線政策室交通戦略企画課の職員」とあるのは、「富山県交通政策局交通戦略企画課の職員」とする。

別表（第4条関係）

ワーキンググループの名称	構成員
1 庁内WG	立山町住民課の職員
	立山町健康福祉課の職員
	立山町商工観光課の職員
	立山町教育委員会教育課の職員
	立山町企画政策課長及びその他の職員

	その他会長が必要と認める者
2 交通WG	富山地方鉄道株式会社の代表
	立山交通合資会社の代表
	旭自動車株式会社の代表
	アルペン交通株式会社の代表
	ケアサポートコウセイ株式会社の代表
	国土交通省北陸信越運輸局富山運輸支局 首席運輸企画専門官（企画調整担当）
	富山県交通政策局地域交通・新幹線政策 室交通戦略企画課の職員
	立山町住民課の職員
	立山町企画政策課の職員
	その他会長が必要と認める者